

岡崎市障がい者就労施設等からの物品等調達方針

令和5年4月1日

1 趣旨

岡崎市は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、毎年度、物品または役務（以下「物品等」という。）の調達に関し、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 適用範囲

この調達方針は、市に属するすべての組織に対して適用するものとする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

- (1) 本市において、調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項及び第3項に規定する市内に住所を有するもの並びに地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する障がい者支援施設等に準ずる者をいう。
- (2) 共同受注窓口とは、市内に住所を有する、障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する障がい者就労施設等が相互に連携してもしくは共同で官公需を受注するための組織をいう

4 調達の対象とする物品等及び調達目標

本市において調達を推進する物品等及び優先調達目標は、以下のとおりとする。

調達対象種別	品目等	調達目標額
物 品	食料品、雑貨などの物品	316,780 円
役 務	軽作業（シール貼り、袋詰め、封入等）、清掃・草取り、回収、データ入力、図書の返却作業など	126,165,730 円

5 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等が提供できる物品等については、優先調達登録事業者名簿からの情報をもとに市各組織に情報提供を行うものとする。
- (2) 調達する物品等については、市ホームページ等を通じて障がい者就労施設等に情報提供を行うものとする。
- (3) 市組織内では、随時検討会議を実施するものとする。

6 調達実績の公表

調達実績については、年度終了後取りまとめ、市ホームページ等を通じて公表するものとする。